

(案)

令和5年度

高知県安全安心まちづくり推進会議総会



高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

と き: 令和6年2月13日(火) 14:00 ~ 16:00

ところ: 高知県立県民文化ホール「グリーンホール」

高知県安全安心まちづくり推進会議

# も く じ

令和5年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会次第	1
令和5年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受表彰者	2
令和5年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品	5
議題1 令和5年度の実績について	9
議題2 令和6年度の重点テーマについて	14
議題3 令和6年度の事業計画について	15
議題4 役員改選について	16
議題5 規約改正について	18
高知家安全安心まちづくり宣言	21
参考資料1 高知県安全安心まちづくり推進会議規約	22
参考資料2 高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿	25
参考資料3 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事選出団体	28

## 令和5年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会 次第

### 【第一部 14:00～15:00】

- 1 開会のことば
- 2 表彰
  - (1) 高知県安全安心まちづくり功労団体等の表彰
  - (2) 高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品の発表・表彰
- 3 受賞者代表挨拶
- 4 会長挨拶
- 5 記念写真撮影
- 6 新規参加構成員の紹介
- 7 議事
  - (1) 議題1 令和5年度の取組実績について
  - (2) 議題2 令和6年度の重点テーマについて
  - (3) 議題3 令和6年度の事業計画について
  - (4) 議題4 役員の改選について
  - (5) 議題5 規約の改正について
- 8 高知家安全安心まちづくり宣言
- 9 閉会のことば

### 【第二部 15:10～16:00】

#### 講演

演題「サイバー空間における脅威とその対策」

県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課

課長補佐 小笠原正純氏

# 令和5年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者

## 【団体の部】

(敬称略)

団体名	主な功績の概要
つらゆきさん安全 パトロール	<p>南国市国府小学校区の保護者や住民の有志により、平成20年に結成。国府小学校の学校協同本部と連携し、児童の登下校中の見守り活動を実施。</p> <p>具体的な活動は、児童の登下校時における通学路の見守り活動、防犯パトロール活動、学校行事への参加等を通じた児童の安全確保のための活動である。</p> <p>その活動は、年間を通じ、継続して行われており、今後も学校関係者や保護者などと連携した防犯活動が期待される。</p>
高知東地区少年警 察ボランティア協 会青柳支部	<p>平成元年に高知地区少年補導員連絡協議会青柳支部として設立。その後警察署の編成に伴い名称の変更を経ながら長期にわたり活動を継続。</p> <p>具体的な活動は、高知市立青柳中学校生徒会と協力の上、自転車盗難被害防止を目的とした自転車施錠率調査活動、少年の健全育成を目的とした、夜間の街頭補導活動や健全育成の精神を育む剣道錬成大会の開催等であり、主に少年の健全育成に軸をおきながら、長年にわたり地域に根ざした防犯活動に取り組み、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>



# 令和5年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者

## 【個人の部】

(敬称略)

個人名	主な功績の概要
<p>すざむら ひろし 杉村 寛</p>	<p>平成6年に南国地区地域安全推進員を委嘱されて以来、現在に至るまで、南国市大浦地区を中心に献身的に防犯活動に取り組んでいる。</p> <p>主な活動は、全国地域安全運動に伴う各種街頭キャンペーンへの参加、警察から子供110番の家の委嘱を受け自営の給油所を緊急時の避難場所とした子供の受け入れ活動、特殊詐欺被害防止啓発に関するチラシの配布、南国地区独自行事の「地域安全祈願・節分まつり」への積極参加等である。</p> <p>その活動は自らの所属する推進協議会に留まらず、警察等の関連機関との連携の上、南国市商工会長としての立場からも各種防犯活動に参加するなど犯罪被害防止について熱心な啓発活動を行い、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>
<p>おかむら いさお 岡村 功</p>	<p>平成21年に地域安全推進員を委嘱されて以来、「十津子供を守る会」会長や「三里地区地域安全推進協議会」副会長などを歴任、現在も地元十津地区を中心に防犯活動に取り組んでいる。</p> <p>具体的な活動は、高知市立十津小学校における登下校時の児童への声かけや見守り、無灯火自転車への声かけや壁かけ運動への協力、警察や地域安全協会と連携した特殊詐欺被害防止の啓発、地域小学校行事への参加を通じた絆作りなどである。</p> <p>その活動は、新聞等でも紹介され、防犯活動の牽引役として、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>
<p>にしむら としみ 西村 敏美</p>	<p>平成13年に須崎地区少年警察ボランティア協会の少年補導員として活動を開始以来、同協会の理事を務める現在まで、須崎市内を中心に第一線の現場で活躍している。</p> <p>具体的な活動は、須崎警察署管内における、地域安全協会や須崎市教育委員会、警察署などと連携した少年補導活動や、少年健全育成活動である。</p> <p>須崎地区、中土佐町などにおける地元の夏祭りでの少年補導活動、須崎市内の自宅周辺における日常生活に合わせた「ながら見守り」などにも取り組んでいる。</p> <p>その継続した活動への熱心な取組や、仲間、後輩への温かな指導から、関係機関の信頼は厚く、少年の健全育成に寄与することで、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>

# 令和5年度高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰受彰者

## 【個人の部】

(敬称略)

個人名	主な功績の概要
<p>きたおか みつひろ 北岡 光博</p>	<p>平成25年に少年補導員、平成26年に、いの地区地域安全推進員を委嘱され、現在まで各種防犯活動に取り組んでいる。</p> <p>主な活動は、少年健全育成を目的とした少年補導活動、自転車盗難被害防止に関する各種防犯活動、地元量販店において地域安全協会や警察、地元高校生生徒会と連携した特殊詐欺被害被害防止の啓発活動、児童、生徒の登下校時における見守り活動、地域の美化活動などであり、献身的な取組により、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>
<p>きよおか とよお 清岡 東洋夫</p>	<p>平成6年に安芸地区地域安全推進員として活動を開始。その後、安田町社会福祉協議会会長や、安芸地区地域安全推進協議会副会長などを歴任され、現在まで継続した防犯活動に取り組んでいる。</p> <p>具体的な活動には、児童、生徒の登校時の見守り活動や、交通安全指導、地域住民やイベント来場者への犯罪被害防止の啓発活動、全国地域安全運動に伴う地域安全キャラバンパレードへの参加、通学路安全の日における登下校の見守り等があり、各種防犯活動や、特殊詐欺被害防止に関して、地域安全協会や地元警察と連携の上、熱心に取り組んでいる。</p> <p>その活動内容は、他の活動者の模範であり、他の団体とも協力関係を構築するなど、地域の安全で安心なまちづくりの推進に貢献した。</p>



【小学生の部】

☆ 最優秀

南国市大篠小学校  
よしなが みつき  
吉永 光希 さん



作品説明

わたしの街には赤ちゃんや子ども、にんぶさんやお年よりまでたくさんの方が生活しています。それぞれがやさしい気持ちで見まもり、助け合って安全な街にしていきたいです。

☆ 優秀



土佐市立蓮池小学校

しもむら

下村 うみりさん

作品説明

大切な家や自転車は、盗まれないように、鍵をかけたらいなと思ひ描きました。

【小学生の部】

☆ 佳作



高知小学校

いけだ いちか  
池田 いち花 さん



香南市立香我美小学校

うえた とうま  
上田 桐摩 さん



【中学・高校生の部】

☆ 最優秀

津野町立葉山中学校  
小野川 香穂 さん



作品説明

高齢者の事故を現在よりも減らせられるように夜は目立つ明るい格好をして安全に過ごすしてもらいたいと思いつきました。

☆ 優秀



作品説明

詐欺に遭ってお金を無くしたり、必要以上にお金を払ってしまふ、ということが少しでも減るように、不安が残らないようにと考え、このポスターを描きました。「警察に相談する」ということを目立たせました。

馬路村立馬路中学校  
うしまど りこ  
牛窓 莉子さん

【中学・高校生の部】

☆ 佳作



津野町立葉山中学校  
やまもと  
山本 はな さん



津野町立葉山中学校  
しらいし はるの  
白石 春乃 さん



高知学芸中学校  
やまき ゆきな  
山崎 由奈 さん



津野町立葉山中学校  
やまき とうや  
山崎 斗矢 さん



## 1 令和5年度重点テーマに基づく主な取組について

### 《 地域で子どもを見守ろう 》

#### 【主な取組】 ※( )は令和5年12月までの実績

- 市町村によるスクールガード・リーダーの委嘱 令和5年度:22市町村、43人
- 「あんしんFメール」登録の促進(登録数:19,350人、情報発信数:155件)
- ラジオを活用した広報啓発(県警察2回、県1回)
- 保育所等における防犯教室や不審者対応訓練  
(誘拐被害防止教室:253回、不審者対応訓練:241回)
- 通学路安全の日(毎月第3木曜日)の活動(通年実施)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発(第1号約90,000部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発(第2、第3、各約380部)
- 安全シェルター等の登録  
(子供110番の家:2,681戸、子供110番の車:1,143台)

#### 《子どもが被害にあった刑法犯の認知状況》

※ 犯罪被害における「子ども」とは20歳未満の少年

R4年	R5年	増減数	子どもが被害に遭った犯罪の種類別認知件数と割合					
			凶悪犯 相暴犯	凶悪犯・軽暴犯被害 認知数中、子どもの被害 が占める割合	不同意・公然 わいせつ	不同意・公然わいせつ 被害認知数中、子どもの 被害が占める割合	窃盗犯	窃盗犯被害認知数中、 子どもの被害が占める 割合
454件	592件	138件	46件	17.9%	8件	27.6%	521件	22.4%

#### 《子どもに対する声かけ事案等認知件数》

#### 《声かけ事案等の対象者別集計》

R元年	R2年	R3年	R4年	R5年
322件	289件	269件	221件	202件

	小学生	中学生	高校生	その他	合計
R4年	109件	47件	48件	17件	221件
R5年	91件	33件	38件	40件	202件
増減数	-18件	-14件	-10件	23件	-19件

#### 《子どもが巻き込まれた交通事故発生件数》

※ 交通事故における「子ども」とは中学生以下の少年

	件数	死者	負傷者
R4年	47件	0人	45人
R5年	69件	0人	71人
増減	22件	±0人	26人

#### 【現状と課題】

令和5年中の子どもが被害者となる刑法犯の認知件数は、前年と比べ138件増加しており、その中でも、わいせつの被害に遭う割合が、他の犯罪と比べ高くなっています。

また、誘拐等の凶悪事件につながる危険性のある声かけ事案等の認知件数は、前年と比べて19件減少していますが、依然として200件以上認知していることから、予断を許さない状況です。

今後も、地域住民、保護者又は学校関係者など、地域全体で共通意識を持ち、連携して見守り活動を強く推進していく必要があります。



## 《 特殊詐欺の被害を防ごう 》

### 【主な取組】※( )は令和5年12月までの実績

- 街頭キャンペーンなどによる広報啓発（479回）
- ラジオを活用した広報啓発（県警察4回、県1回）
- あんしんFメールによる特殊詐欺被害注意情報の発信（発信件数40件）
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発（第1～第2号 各90,000部）
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発（第1～第3号、各号約380部）
- 詐欺電話撃退装置「見張り君」貸出
- 特殊詐欺被害防止教室の実施（380回）
- 金融機関等による被害の未然防止（65件）

### 《 被害額・被害認知件数の推移 》



### 《 令和5年 特殊詐欺被害状況 》

特殊詐欺の手口	件数	
		65歳以上
オレオレ詐欺	0	0
預貯金詐欺	3	2
架空料金請求詐欺	14	8
還付金詐欺	12	8
融資保証金詐欺	4	0
金融商品詐欺	1	0
ギャンブル詐欺	0	0
交際あっせん詐欺	0	0
その他の特殊詐欺	0	0
キャッシュカード詐欺盗	0	0
<b>合計</b>	<b>34</b>	<b>18</b>

高齢者の被害は全体の約53%

### 【現状と課題】

令和5年中の特殊詐欺被害認知件数は34件、被害額は約6,581万円で、前年と比べ、件数・被害額ともに増加しました。

類型別として最も被害件数が多かったのは、電話会社等を騙り「有料ウェブサイトの利用代金が未納である」等の文言で被害者の金銭等を騙し取る「架空料金請求詐欺」や、市役所等の担当者を騙り「還付金を受け取れる」等と言って被害者をATMへ誘導した後、現金を送金させる「還付金詐欺」の被害であり、全体の約76%を占めています。

また、特殊詐欺被害全体の約53%を高齢者が占めていることから、高齢者の自宅電話に、犯罪者グループ等から電話がかかることを阻止するための方策を推進するなどが必要となっています。

特に、防犯機能付き電話機の使用のほか、体験型や実演型の被害防止教室等を行うことによって、その危険性を体感してもらうとともに、不審な電話を受けた場合などには、家族や知人、警察等の行政機関へ相談してもらうことについて、あらゆる機会を通じた直接的、個別的な呼びかけを継続していくことが肝要です。



# 《 高齢者などを事故や事件から守ろう 》

## 【主な取組】※( )は令和5年12月までの実績

- 春・秋・年末年始の交通安全運動(通年実施)
- 交通事故防止キャンペーンに伴う1万人訪問活動【令和5年9月】(10,282人)
- 高齢者を対象とした交通安全教室(596回、参加者数:8,574人)
- 高齢者アドバイザーによる高齢者宅訪問(19,689回、26,472人)
- 広報紙等による広報啓発活動  
(交番・駐在所速報:195紙、12,956部 ミニ広報紙:1,679紙、410,316部)
- 高齢者を対象とした防犯教室(352回、参加者数:5,641人)
- 安全安心まちづくりニュースによる広報啓発(第3号、90,000部)
- 安全安心まちづくりだよりによる広報啓発(第2号、約380部)
- 女性を対象とした防犯教室(県警察3回、県1回)

## 《県内の交通事故、高齢者の交通事故発生件数》

	件数	死者	負傷者	高齢者		
				件数	死者	負傷者
R4年	943件	26人	1,010人	451件	20人	270人
R5年	975件	23人	1,049人	455件	11人	234人
増減	32件	-3人	39人	4件	-9人	-36人

## 《高齢者・女性が被害者となった刑法犯の認知状況》

	R3年	R4年	R5年	高齢者・女性が被害に遭った種類別 発生件数と割合(令和5年中)					
				窃盗被害	窃盗被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	不図意・公然わいせつ被害	不図意・公然わいせつ被害総数中、高齢者・女性が占める各割合	詐欺被害	詐欺被害総数中、高齢者・女性が占める各割合
総数	2,859件	2,723件	3,179件	2,327件		29件		125件	
高齢者	387件	395件	467件	338件	14.5%	0件	0%	27件	21.6%
女性	814件	846件	978件	682件	29.3%	21件	72.4%	55件	44.0%

## 【現状と課題】

令和5年中の事故死者数は23人で、統計が残る昭和27年以降最少になっており、事故件数は975件で、2年連続で1,000件を下回るなど、構成員の皆さまによる安全安心の取組についての効果が現れていると思われます。

しかしながら、交通事故で亡くなられた方のうち、高齢者(65歳以上)は11人で、全死者数の約半分を占めていることから、引き続き高齢者を中心とした交通安全対策を推進していかなければなりません。

また、令和5年に高齢者が被害に遭った刑法犯認知件数、女性が被害に遭った件数ともに増加していることから、引き続き、被害防止に関する広報啓発活動や戸別訪問等の各種取組を推進していく必要があります。

## 《 鍵かけ運動を進めよう 》

### 【 主な取組 】 ※ ( ) は令和5年12月までの実績

- ラジオを活用した広報啓発（県警察1回、県1回）
- 安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」での広報啓発
- 自転車盗難被害防止モデル校の指定と広報啓発  
（指定52校〈指定校の内訳：小学校8校・中学校26校・高校18校〉）
- 自転車盗難被害防止啓発チラシの配布

### 《 県内の刑法犯、主な窃盗犯の認知件数 》

	認知総数	うち 窃盗被害	乗り物盗			車上ねらい	住宅対象 の侵入盗
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
R3年	2,859件	2,016件	8件	18件	552件	100件	73件
R4年	2,723件	1,900件	7件	20件	574件	93件	127件
R5年	3,179件	2,327件	7件	34件	782件	95件	144件

### 《 令和5年中の窃盗被害認知と施錠の有無 》

	自動車盗	オート バイ盗	自転車盗	車 上 ねらい	住宅対象 の侵入盗
被害件数	7件	34件	782件	95件	144件
施錠あり	2件	12件	162件	7件	37件
施錠なし	5件	22件	620件	88件	104件

※ 住宅対象の侵入盗被害144件中、施錠の有無が不明は3件

### 《 過去3年間の無施錠率の推移 》



### 【 現状と課題 】

令和5年中の刑法犯被害全体の認知件数と窃盗被害の認知件数は、前年と比べいずれも増加しています。

窃盗被害をみると、その多くは「自転車盗」や「オートバイ盗」といった乗り物に関する手口で、窃盗被害全体の約35%を占めています。

これらの手口による被害の多くは、施錠なしの状態被害に遭っています。また、持ち家やマンションなどの住宅に侵入する盗難被害についても、約72%が無施錠の状態被害にあります。

盗難被害防止のためには、鍵を確実にかけることが身近で直ぐにできる防犯対策であり、重要な取組となることから、引き続き「確実な鍵かけ」を呼びかけていく必要があります。



## 2 令和5年度の事業計画に基づく主な取組について

### (1) 事業計画に基づく主な取組

- 3～4月 ・各構成員の令和4年度取組実績及び令和5年度取組予定を照会  
・令和5年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集開始
- 6月 ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和5年度第1号）発行
- 7月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和5年度第1号）発行
- 8月 ・第1回幹事会の開催（書面開催）  
・各構成員の令和4年度取組実績及び令和5年度取組予定を公表  
・県市町村担当者会（高知市内で実施）
- 9月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和5年度第2号）発行
- 10月 ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和5年度第2号）発行  
・安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催  
・地域安全運動イベント「高知県民のつどい」  
・安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦受付開始
- 11月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和5年度第3号）発行
- 12月 ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和5年度第3号）発行  
・安全安心まちづくりポスター選考会の開催  
・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
- 2月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」（令和5年度第4号）発行予定  
・総会の開催
- 3月 ・会報「安全安心まちづくりだより」（令和5年度第4号）発行予定
- 通年 ・安全安心まちづくりに取り組む企業・団体等に推進会議参加を呼び掛け  
令和4年度総会時から後、新たに2社が構成員として参加

### (2) 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）の主な取組

- 10月15日 「安全安心まちづくりひろば」の開催  
イオンモール高知南コートにおいて開催  
SOS47特別防犯支援官STU48立仙百佳さんによる防犯トークライブ  
防犯レター作成コーナー、防犯スタンプラリー、安全安心まちづくりパネル展示、  
特殊詐欺被害防止パネル展示、自転車用ヘルメットの展示・着用啓発等を実施
- ラジオ、新聞広告、バナー広告等による広報啓発

## 議題2 令和6年度の重点テーマについて

社会的弱者である子ども達を犯罪から守ることは、安全で安心なまちづくりの要といえます。近年、子どもが被害者となる刑法犯の認知件数は増加傾向にあり、誘拐や性犯罪等の凶悪犯罪へとつながる危険性のある声かけ事案等の認知件数は、未だ200件を超えています。これらのことから、引き続き「子どもを守る」という共通認識を持ち、見守り活動を継続します。

令和5年の特殊詐欺被害は、前年と比べて被害件数が2件増加の34件、被害総額は約1,993万円増加の約6,581万円に上っており、多くの方が被害に遭っている状況です。また、社会情勢の変化に応じた手口の発生など、その犯行態様は多様化し、全世代で被害が拡大していることから、引き続き被害防止に向けた活動を力強く押し進めます。

高齢化率が上昇する本県では、高齢者が被害に遭う特殊詐欺等の犯罪や交通事故に対処していくことが重要です。

また、女性被害にかかる刑法犯認知件数も増加していることから、これらの被害を防ぐために、防犯ボランティア団体と関係機関が連携して、あらゆる機会を活用した啓発情報の発信や各種教室の開催などを継続します。

刑法犯認知件数のうち7割以上が窃盗被害ですが、その多くが鍵をかけていない状態で被害に遭っています。住まいを狙った侵入窃盗についても、無締まりの箇所から侵入される被害が多く発生していることから、「鍵かけ」という基本的な防犯対策を通して、「自らの安全は自らで守る」という意識を醸成することが必要です。

以上のことから、令和6年度の重点テーマを次のとおり定めます。

### 重点テーマ（案）

**地域で子どもを見守ろう**

**特殊詐欺の被害を防ごう**

**高齢者などを事故や事件から守ろう**

**鍵かけ運動を進めよう**

### 議題3 令和6年度の事業計画について

県民の防犯意識の醸成に努めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等による犯罪のない安全で安心なまちづくりへの気運を高めることを目的とし、各種行事の開催や広報媒体の利用によって効果的な取組を行います。

#### 1 令和6年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画（案）

- 4月 ・各構成員の令和5年度取組実績及び令和6年度取組予定を照会  
・第4次推進計画に基づく取組事項等について（庁内照会）
- 5月～10月 ・安全安心まちづくりポスターの募集
- 6月～2月 ・広報紙「安全安心まちづくりニュース」の発行（年4回）
- 6月～2月 ・会報「安全安心まちづくりだより」の発行（年4回）
- 7月 ・第1回幹事会の開催  
・各構成員の令和5年度取組実績及び令和6年度取組予定を公表
- 8月 ・県市町村担当者との意見交換会
- 9月～10月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦の受付
- 10月 ・全国地域安全運動期間の取組への協力  
・安全安心まちづくり啓発イベントの開催  
・インターネット広告を使用した広報啓発
- 11月 ・安全安心まちづくりポスター選考会の開催
- 12月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
- 1月 ・第2回幹事会の開催
- 2月 ・総会の開催

#### 2 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）に行う事業（案）

（公社）高知県防犯協会及び高知県警察とともに、県民の皆様、事業者、地域で活動する団体を対象とした啓発を行います。

また、犯罪や事故のない安全で安心な地域社会づくりをテーマとしたイベントを開催して、安全安心まちづくりの啓発を行います。

- 「安全・安心なまちづくりの日 高知県民のつどい」への後援
- 安全安心まちづくり啓発イベント「安全安心まちづくりひろば」の開催
- テレビやラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報啓発



#### 議題4 役員の改選について

### 高知県安全安心まちづくり推進会議役員 (令和5年度総会まで)

役職	氏名	所属団体及び職名
会長	濱田 省司	高知県 知事
副会長	仙頭 竜太	高知県小中学校PTA連合会 会長代行
副会長	池永 彰美	高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
副会長	長岡 幹泰	高知県教育委員会 教育長
副会長	高清水 善弘	高知県警察 本部長

**改選後の高知県安全安心まちづくり推進会議役員  
(令和5年度総会から令和7年度総会まで) (事務局案)**

役 職	氏 名	所属団体及び職名
会 長	濱田 省司	高知県 知事
副会長	仙頭 竜太	高知県小中学校PTA連合会 会長
副会長	池永 彰美	高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
副会長	長岡 幹泰	高知県教育委員会 教育長
副会長	高清水 善弘	高知県警察 本部長

### 高知県安全安心まちづくり推進会議規約(案)

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

- 2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
  - 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
  - 4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
  - 5 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。
  - 6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。



(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 幹事会において議決を得なければならない事項のうち、代表幹事が認めた事項については、書面審議による開催により幹事会の議事に代えることができる。

6 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約 新旧対照表(案)

新	旧
<p>高知県安全安心まちづくり推進会議規約</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5</u> 幹事会において議決を得なければならない事項のうち、代表幹事が退けた事項については、書面審議による開催により幹事会の議事に代えることができる。</p> <p><u>6</u> 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。</p> <p>略</p> <p>第8条～第9条 略</p> <p>附 則 (令和6年2月 日改正)</p> <p>一 この規約は、令和6年2月 日から施行する。</p>	<p>高知県安全安心まちづくり推進会議規約</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第7条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。</p> <p>略</p> <p>第8条～第9条 略</p>

## 「高知家」安全安心まちづくり宣言

安全で安心して暮らせる地域社会の実現は、県民すべての願いです。

私たちの身近なところで起きる犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもや高齢者の見守り活動など、できることから取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは「高知県はひとつの大家族」との思いのもと、人権を尊重し、人と人とのつながりを大事にして、相互に助け合い・協力しながら、次のとおり安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 一、 毎年度の事業計画に、安全安心まちづくりの取組を盛り込み、自らの活動として取り組んでいきます。
- 一、 自らの活動を通じて、安全安心まちづくりの考え方が広く浸透するように努め、県民によって支えられる運動としていきます。
- 一、 各地域で行われる安全安心まちづくり活動に参加・協力し、事件・事故などの被害防止につなげます。



令和6年2月13日

高知県安全安心まちづくり推進会議

「高知家」とは

高知県の一番の魅力。家族のようにあたたかい「高知県人＝人」に着目し、高知県を一つの大きな家族に例えて、県全体で取り組むキャンペーンです。



## 高知県安全安心まちづくり推進会議規約

### (名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

### (目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

### (事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

### (構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。

3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

### (役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を輔佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。
- 6 役員任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿（令和6年2月13日現在）

番号	区分	構成員名	
1	防犯活動団体	公益社団法人 高知県防犯協会	
2		高知県地域安全アドバイザー連絡会	
3		高知県タウンポリス連絡協議会	
4	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会	
5		公益財団法人 高知県老人クラブ連合会	
6		高知県連合婦人会	
7		社会福祉法人 高知県社会福祉協議会	
8		一般社団法人 高知県交通安全協会	
9		高知県交通安全指導員協議会	
10		高知県交通安全母の会連合会	
11		高知県少年警察ボランティア協会	
12		公益財団法人 高知県身体障害者連合会	
13		高知市老人クラブ連合会	
14		あさひのこどもを守る会	
15		高知県更生保護女性連盟	
16		こどもの安全の確保に関する団体	高知県小中学校PTA連合会
17			高知県小中学校長会
18	高知県スクールガード・リーダー連絡協議会		
19	事業活動に関する団体等	高知県経営者協会	
20		高知県商工会議所連合会	
21		高知県商工会連合会	
22		高知県旅館ホテル生活衛生同業組合	
23		公益社団法人 高知県建築士会	
24		高知県金融機関防犯連合会	
25		高知県石油業協同組合	
26		高知県理容生活衛生同業組合	
27		高知県遊技業協同組合	
28		一般社団法人 高知県トラック協会	
29		一般社団法人 高知県警備業協会	
30		一般社団法人 高知県指定自動車学校協会	
31		株式会社ドコモCS四国高知支店	
32		日本貸金業協会高知県支部	
33		西日本電信電話株式会社高知支店	
34		株式会社 高知銀行	



## 高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和6年2月13日現在)

番号	区分	構成員名	
35	事業活動に関する団体等	四国電力株式会社高知支店	
36		一般社団法人 高知県産業廃棄物協会	
37		高知県自転車二輪車商協同組合	
38		四国コカ・コーラボトリング株式会社高知支店	
39		株式会社 四国銀行	
40		リコージャパン株式会社四国支社高知事業部	
41		一般社団法人 高知県建設業協会	
42		NPO法人 高知県防犯設備協会	
43		セキスイハイム東四国株式会社	
44		ダイドー・タケナカベンディング株式会社	
45		株式会社 ほっかほっかフーズ	
46		あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
47		損害保険ジャパン株式会社高知支店	
48		全国共済農業協同組合連合会高知県本部	
49		株式会社ローソン高知	
50		セコム高知株式会社	
51		株式会社フジ(高知運営事業部)	
52		株式会社ダスキン中国・四国地域本部	
53		ミタニ建設工業株式会社	
54		高知ヤクルト販売株式会社	
55		一般社団法人 高知県ハイヤー協会	
56		ヤマト運輸株式会社高知主管支店	
57		有限会社四国浄管	
58		富国生命保険相互会社	
59		パナソニック マーケティング ジャパン株式会社中四国社(新規)	
60		株式会社エフエム高知(新規)	
61		有識者	弁護士
62			経営者協会参与
63		行政機関	高知県市長会
64			高知県町村会
65	高知市		
66	室戸市		
67	安芸市		
68		南国市	

## 高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(令和6年2月13日現在)

番号	区分	構成員名
69	行政機関	土佐市
70		須崎市
71		宿毛市
72		土佐清水市
73		四万十市
74		香南市
75		香美市
76		東洋町
77		奈半利町
78		田野町
79		安田町
80		北川村
81		馬路村
82		芸西村
83		本山町
84		大豊町
85		土佐町
86		大川村
87		いの町
88		仁淀川町
89		中土佐町
90		佐川町
91		越知町
92		檜原町
93		日高村
94		津野町
95		四万十町
96		大月町
97		三原村
98		黒潮町
99	事務局	高知県
100		高知県教育委員会
101		高知県警察本部

## 高知県安全安心まちづくり推進会議 幹事選出団体

(令和6年2月13日から令和8年2月12日)

(50音順)

番号	構 成 員 名
1	高知県商工会連合会
2	高知県小中学校長会
3	高知県小中学校PTA連合会
4	高知県タウンポリス連絡協議会
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会
6	公益社団法人 高知県防犯協会
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会
8	高知県連合婦人会
9	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
10	高知県教育委員会
11	高知県警察
12	高知県



メ 毛

---

## 高知県安全安心まちづくり推進会議事務局

---

- 高知県文化生活スポーツ部県民生活課  
〒780-8570  
高知市丸ノ内1丁目2番20号  
電話 088-823-9319
- 高知県教育委員会事務局学校安全対策課  
〒780-0850  
高知市丸ノ内1丁目7番52号  
電話 088-821-4533
- 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課  
〒780-8544  
高知市丸ノ内2丁目4番30号  
電話 088-826-0110（代表）